

大西真由美

## 国民年金第1号被保険者の 産前産後期間の保険料免除



36

産前産後にある国民年金の第1号被保険者の保険料免除制度が、平成31年4月に施行されます。（第1号から3号

の区別は表のとおり）

国民年金の第2号被保険者は、産前産後休業（出産日及び出産予定日のうちどちらか早いほうの日以前42日（多胎妊娠の場合は、98日）から、出産日後56日までの間に、妊娠または出産が理由で労働に従事しないこと）をする間は、厚生年金保険の保険料

は本人分と事業主負担分の両方が免除されます。

そして、産前産後休業をした日は、老齢基礎年金の額を計算する際に満額につながる

1ヶ月として計算されます。

国民年金の第3号被保険者は、産前産後にあるかどうかにかかわらず、国民年金の保険料と厚生年金保険の保険料は、負担することがあります。もちろん産前産後にある月かどうかにかかわらず、老

齢基礎年金の計算をする際に、この不利な扱いを受ける仕組みが来年4月より改められます。対象者は、年間20万人を見込んでいます。具体的な財源が必要となるため、平成31年4月分以降の国民年金の保険料額（保険料改定率を乗じる前の額）は、月額16900円の保険料に100円が上乗せされ、17000円に改められます。実際に払う保険料は、国民年金法第87条

第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され平成31年度は、17000円に保険料改定率0・965を掛けた16410円となります。

他に、当該期間でも付加保険料を納付することが出来ます。国民年金に任意に加入している者は、当該期間、免除は適用されません。

市町村窓口で母子健康手帳その他社会保障制度と同様に、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産（死産、流産、早産を含む）です。②保険料納付が免除された

満額につながる1ヶ月として計算されます。

現行では、国民年金の保険料の納付がどの程度免除されるかを判定する基準に、産前産後にあるかどうかという項目が含まれていないため、国民年金の第1号被保険者は産前産後にあるからといって保険料の納付を免除される訳ではありません。したがって、第2号、第3号被保険者との差異が存在しています。

次世代の育成を支援するため、この不利な扱いを受ける仕組みが来年4月より改められます。対象者は、年間20万人を見込んでいます。具体的な財源が必要となるため、平成31年4月分以降の国民年金の保険料額（保険料改定率を乗じる前の額）は、月額16900円の保険料に100円が上乗せされ、17000円に改められます。実際に払う保険料は、国民年金法第87条

第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され平成31年度は、17000円に保険料改定率0・965を掛けた16410円となります。

他に、当該期間でも付加保険料を納付することが出来ます。国民年金に任意に加入している者は、当該期間、免除は適用されません。

市町村窓口で母子健康手帳その他社会保障制度と同様に、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産（死産、流産、早産を含む）です。②保険料納付が免除された

満額につながる1ヶ月として計算されます。

現行では、国民年金の保険料の納付がどの程度免除されるかを判定する基準に、産前産後にあるかどうかという項目が含まれていないため、国民年金の第1号被保険者は産前産後にあるからといって保険料の納付を免除される訳ではありません。したがって、第2号、第3号被保険者との差異が存在しています。

次世代の育成を支援するため、この不利な扱いを受ける仕組みが来年4月より改められます。対象者は、年間20万人を見込んでいます。具体的な財源が必要となるため、平成31年4月分以降の国民年金の保険料額（保険料改定率を乗じる前の額）は、月額16900円の保険料に100円が上乗せされ、17000円に改められます。実際に払う保険料は、国民年金法第87条

第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され平成31年度は、17000円に保険料改定率0・965を掛けた16410円となります。

他に、当該期間でも付加保険料を納付することが出来ます。国民年金に任意に加入している者は、当該期間、免除は適用されません。

市町村窓口で母子健康手帳その他社会保障制度と同様に、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産（死産、流産、早産を含む）です。②保険料納付が免除された

満額につながる1ヶ月として計算されます。

現行では、国民年金の保険料の納付がどの程度免除されるかを判定する基準に、産前産後にあるかどうかという項目が含まれていないため、国民年金の第1号被保険者は産前産後にあるからといって保険料の納付を免除される訳ではありません。したがって、第2号、第3号被保険者との差異が存在しています。